

## ■愛荘町議会議事録

お問合せ先 議会事務局 電話番号42-7670

開催月を変更する



移動

開催日:1日目

### 平成23年第2回愛荘町議会臨時会

1日目(平成23年4月20日)

開会:午前10時00分 閉会:午前10時24分

#### 議会日程

- |       |            |  |
|-------|------------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |  |
| 日程第 2 | 会期の決定      |  |
| 日程第 3 | 承認第 1号     | 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて |
| 日程第 4 | 承認第 2号     | 愛荘町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて  |
| 日程第 5 | 承認第 3号     | 平成23年度愛荘町一般会計補正予算(第1号)の専決処分につき承認を求めることについて |
| 日程第 6 | 議案第26号     | 平成23年度愛荘町一般会計補正予算(第2号)                     |
| 日程第 7 | 議案第27号     | 平成23年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)               |

#### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7まで議事日程に同じ

#### 出席議員(15名)

- 1番 徳田文治
- 2番 嶋中まさ子
- 3番 森 隆一
- 4番 吉岡あみ子
- 5番 城貝増夫
- 6番 河村善一

- 7番 伊谷正昭
- 8番 瀧 すみ江
- 9番 小杉和子
- 10番 西澤久仁雄
- 11番 外川善正
- 12番 村木嘉博
- 13番 竹中秀夫
- 15番 本田秀樹
- 16番 辰己 保

#### 欠席議員(1名)

- 14番 高橋正夫

#### ◎開会の宣告

○議長(辰己 保君)皆さん、おはようございます。

平成23年第2回愛荘町議会臨時会を招集させていただいたところ、ご参加いただきまして、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しております。よって、平成23年第2回愛荘町議会臨時会は成立しましたので、開会します。

#### ◎開議の宣告

○議長(辰己 保君)これより本日の会議を開きます。

#### ◎議事日程の報告

○議長(辰己 保君)本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長(辰己 保君)日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、2番嶋中まさ子君、3番森隆一君を指名します。

#### ◎会期の決定

○議長(辰己 保君)日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期臨時会の会期は、本日の1日のみとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)異議なしと認めます。よって、会期は本日の1日のみと決定しました。

#### ◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第3、承認第1号愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。収納管理主監。

〔収納管理主監辻善嗣君登壇〕

○収納管理主監(辻善嗣君)おはようございます。それでは、承認第1号愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを説明させていただきます。議案書の1～2ページ、別冊説明資料の1～3ページをご覧ください。

この改正は、3月31日付けで専決処分をさせていただいたものでございます。説明資料の1ページで説明をさせていただきます。

まず、改正の理由でございますが、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成23年3月30日に公布されまして、4月1日から施行されたことに伴うものでございます。

今回の地方税法施行令の改正につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布によりまして「国民健康保険料」についての賦課限度額が改正されました。これに合わせまして「国民健康保険税」についての基礎課税分・後期高齢者支援金分・介護納付金分に係りますそれぞれの課税限度額の引き上げがなされたものでございまして、これに基づきまして本町条例の規定について所要の改正を行ったものでございます。

条例の要旨でございますが、第2条につきましては課税額についての規定でございまして、基礎課税分につきましては50万円を51万円に、後期高齢者支援金分につきましては13万円を14万円に、介護納付金につきましては10万円を12万円に、それぞれ限度額を変更したものでございます。

21条関係につきましても、国民健康保険税の減額の規定でございまして、世帯主に賦課させていただきます減額後の国民健康保険税の限度額につきまして、第2条で変更する額と同額にそれぞれ変更したものでございます。

付則といたしまして、この条例は、平成23年4月1日施行でございまして、改正後の規定は、23年度以後の年度分の国民健康保険税につきまして適用し、22年度分までの国民健康保険税につきましても、従前の例によるものでございます。

以上、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江。反対討論を行います。承認第1号愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてに反対を表明します。

この内容は、基礎課税と後期高齢者支援金等課税にかかる限度額は昨年に引き続き1万円の引き上げ、介護納付金に係る課税限度額は一気に2万円を引き上げるといったものです。先ほど全員協議会でお聞きしたところでは、21年度の申告状況において、増税になる世帯が24世帯・75人、そして増税額は150万円ということを知っております。この改正内容は、町民に新たな負担増をもたらすことがあることを訴えまして、反対討論いたします。

○議長(辰己 保君)ほかに討論はありますか。15番、本田秀樹君。

○15番(本田秀樹君)15番、本田秀樹。承認第1号愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、賛成の立場から討論を行います。

国民健康保険は、けがや病気に対する保険給付を行うため、財源の半分は国保税で賄うこととされております。しかし、本町は国保税を低く抑えているため、毎年一般会計から多額を繰り入れて国保会計を維持しておりますが、全国的に高齢化に伴う医療費等は増加傾向の中にあって、国民健康保険制度を維持するためには、国保税の税率や限度額の改正は避けて通れないものと考えます。

今回の改正は、中低所得層の負担軽減を図る観点から、高所得層への負担を求められるもので、やむを得

ないものと考え、条例の専決処分につき承認を求めることについて賛成するものであります。  
なお、引き続き収納対策の強化に努められるよう要望するものです。議員各位の格別のご理解をいただき、承認いただきますようお願い申し上げます。討論を終わります。

○議長(辰己 保君)これで討論を終わります。

これより、承認第1号を採決します。本案について、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)賛成多数です。よって、承認第1号愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについては、これを承認することに決定しました。

#### ◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第4、承認第2号愛荘町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

〔住民福祉主監杉本幸雄君登壇〕

○住民福祉主監(杉本幸雄君)承認第2号についてご説明を申し上げます。愛荘町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付けで専決処分させていただいたものでございます。議案書の3ページ～4ページ、そして説明資料の4ページ～7ページでございます。

それでは、説明資料の4ページに基づいて説明をさせていただきます。今回のこの条例の一部改正する理由は、平成21年10月1日から23年3月末日までの間に出産されたときの「出産育児一時金」の支給額について、緊急の少子化対策として「35万円」に「4万円」を加算する措置を講ぜられていました。この措置について政令が延長されましたので、これに伴って平成23年4月1日以降に出産されたときの「出産育児一時金」について、引き続き「39万円」とさせていただくものでございまして、一時的な経過措置であったものを、23年4月1日以降は恒久化するものでございます。

第6条関係でございますが、出産育児一時金につきまして、第6条第1項中「35万円」を「39万円」に改める。そして第8条では、当該一部改正に伴いまして条項のずれが生じておりますので、その整理を行うものでございます。

付則につきましてでございますが、施行日は23年4月1日から、そして経過措置として付則第2項に定めておりますが、施行日前に出産した被保険者に係る国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例によるものでございます。以上でございます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、承認第2号を採決します。本案について、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、承認第2号愛荘町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについては、これを承認することに決定しました。

### ◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第5、承認第3号平成23年度愛荘町一般会計補正予算(第1号)の専決処分につき承認を求めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監福田俊男君登壇〕

○総務主監(福田俊男君)承認第3号をご説明させていただきます。議案書の6ページをお開きいただきたいと思います。

平成23年度愛荘町一般会計補正予算(第1号)の専決処分につき承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成23年4月1日付けで次のように専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認をお願いするものでございます。

6ページでございますが、平成23年度愛荘町一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ380万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億2580万円とするものでございます。

事項別明細書でご説明いたしますので、9ページをお開きいただきたいと思います。

この補正予算につきましては、去る3月11日に発生をいたしました東北地震太平洋沖地震によります被災地ならびに被災者に対します支援活動に伴います職員派遣・救援物資搬送などの経費を計上させていただいたものでございます。内容につきましては、先の全員協議会におきまして詳細説明させていただきましたので、補正額のみご説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

まず歳入でございますが、前年度繰越金といたしまして380万円の追加、次に歳出でございますが、消防費防災対策費といたしまして旅費117万円、消耗品費59万5,000円、燃料費20万円、機器修繕料17万6,000円、通信運搬費40万円、バス運行管理業務委託料11万5,000円、賃借料83万4,000円、庁用備品購入費31万円、合わせまして380万円を計上いたしましたものでございます。よろしくご審議のほどお願ひ申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、承認第3号を採決します。本案について、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、承認第3号平成23年度愛荘町一般会計補正予算(第1号)の専決処分につき承認を求めることについては、これを承認することに決定しました。

### ◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第6、議案第26号平成23年度愛荘町一般会計補正予算(第2号)を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監福田俊男君登壇〕

○総務主監(福田俊男君)議案第26号をご説明させていただきます。議案書の10ページをお開きいただきたいと思います。

平成23年度愛荘町一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ71万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億2,651万5,000円とするものでございます。

事項別明細書でご説明いたしますので、13ページをお開きいただきたいと思います。

この補正予算の主な内容につきましては、平成23年3月24日に提訴されました懲戒免職処分取り消し請求訴訟事件に係ります町顧問弁護士に係る費用、ならびに介護保険事業特別会計繰出金に伴います歳入歳出の調整をさせていただいたものでございます。

内容につきましては、全員協議会におきまして詳細をご説明させていただいておりますので、各科目の補正額のみご説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

まず歳入でございますが、前年度繰越金といたしまして71万5,000円の追加、次に歳出でございますが、総務費 総務管理費 委託料51万5,000円の追加、民生費社会福祉費の介護保険事業特別会計繰出金20万円の追加でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第26号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第26号平成23年度愛荘町一般会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

### ◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第7、議案第27号平成23年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

〔住民福祉主監杉本幸雄君登壇〕

○住民福祉主監(杉本幸雄君)議案第27号についてでございます。平成23年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について、ご説明を申し上げます。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ160万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億3,235万円とするものでございます。

事項別明細書でご説明申し上げます。18ページをご覧ください。

今回の補正は、地域密着型介護予防サービス給付費につきまして、従前は要支援者の利用希望がなかっ

たため、予算を少しだけゆわかせていたわけでありましたが、しかしながら3月に町内におきまして2ヵ所目の小規模多機能型居宅介護事業所が開設をされまして、その途端に要支援2の方が1名、また4月から同様に要支援2の方が1名と、合計2名が利用されることになったため、増額補正をお願いするものでございます。

それでは、全協で詳しくご説明申し上げましたので、簡単にご説明を申し上げたいと思います。歳入につきましては、それぞれ負担ルールがございますので、そのルールに基づいて歳入をあげてございます。国庫支出金の介護給付費負担金32万円の増額、そして国庫支出金の調整交付金8万円の増額、支払基金交付金の介護給付費交付金につきまして48万円の増額、19ページに行きまして県支出金の介護給付費負担金20万円の増額、繰入金の一般会計繰入金20万円の増額、そして繰入金の基金繰入金が32万円の増額でございます。

それでは歳出、20ページでございます。総務費の運営協議会費でございますが、これは第5期介護保険事業計画策定にあたって、計画策定業務委託料の中に策定委員謝礼を含めて計上いたしておりましたが、本来、策定委員は町長が委嘱をいたすものでございますので、町から直接支払いをすべく予算更正をお願いするものでございます。

そして保険給付費の地域密着型介護予防サービス給付費、これにつきましては補正理由でご説明申し上げておりますように、従前は要支援者の利用希望がなかったため、1か月分を計上しておりました。しかし、3月に町内において2ヵ所目の小規模多機能型居宅介護事業所が開設されました途端に、2名が利用されることとなったために、今回増額補正をお願いするものでございます。以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。  
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。  
これより、議案第27号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第27号平成23年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

## ◎閉会の宣告

○議長(辰己 保君)以上をもって本日の会議を閉じます。  
これをもって、平成23年第2回愛荘町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。